

あさぎり町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 17,926	千円 10,643,598	千円 240,463	千円 2,140,397	% 20.1	% 19.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

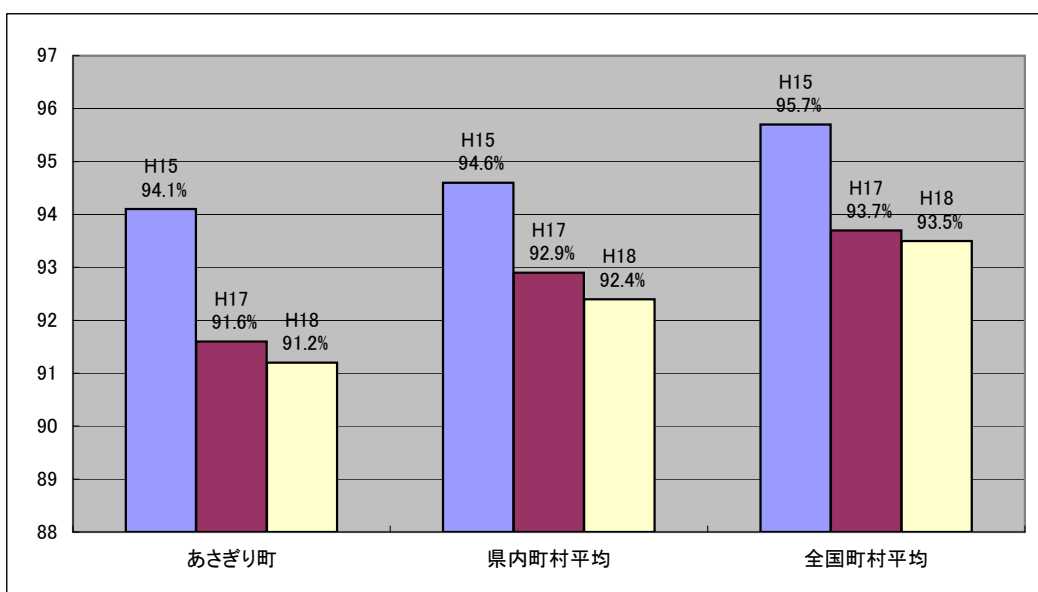
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 242	千円 925,576	千円 90,808	千円 374,822	千円 1,391,206	千円 5,749	千円 5,934

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。
3 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 特記事項

平成15年4月1日付け廃置分合(合併)

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区分	熊本県人事委員会				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
19年度	円 -	円 -	円 -	% -	% 0.16	% 0.35

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事院会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給

区分	熊本県人事委員会				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間支給割合 A	公務員支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
19年度	円 -	円 -	円 -	% -	% 4.5	月 4.5

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
あさぎり町	42.0 歳	314,400 円	342,678 円	337,787 円
熊本県	43.6 歳	354,147 円	436,429 円	396,019 円
国	40.7 歳	325,724 円	—	383,541 円
類似団体	43.2 歳	330,473 円	381,718 円	355,689 円

②技能労務職

区分	公務員					民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)
あさぎり町	48.5 歳	10 人	296,600 円	311,626 円	309,730 円	—	—	—
うち用務員	58.4 歳	2 人	346,750 円	357,500 円	357,500 円	用務員	53.9 歳	227,200 円
うち調理員	46.1 歳	8 人	284,100 円	300,158 円	297,787 円	調理師	43.2 歳	216,900 円
熊本県	47.9 歳	575 人	338,849 円	393,549 円	371,181 円			
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円			
類似団体	47.5 歳	20 人	295,246 円	321,776 円	309,515 円			

区分	参 考			
	A/B	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
あさぎり町	—	—	—	—
うち用務員	157.4%	5,982,181 円	3,284,300 円	182.1%
うち調理員	137.3%	4,966,426 円	3,034,000 円	163.7%

※ 年収ベース「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 民間の類似職種との比較にあたり、学歴、経験年数は考慮していない。また、年齢、業務内容、雇用形態等の点で完全に一致しているものではなく、一つの参考として示したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区分	あさぎり町	熊本県	国	
一般行政職	大学卒	170,200 円	170,200 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	145,100 円	—
	中学卒	—	128,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

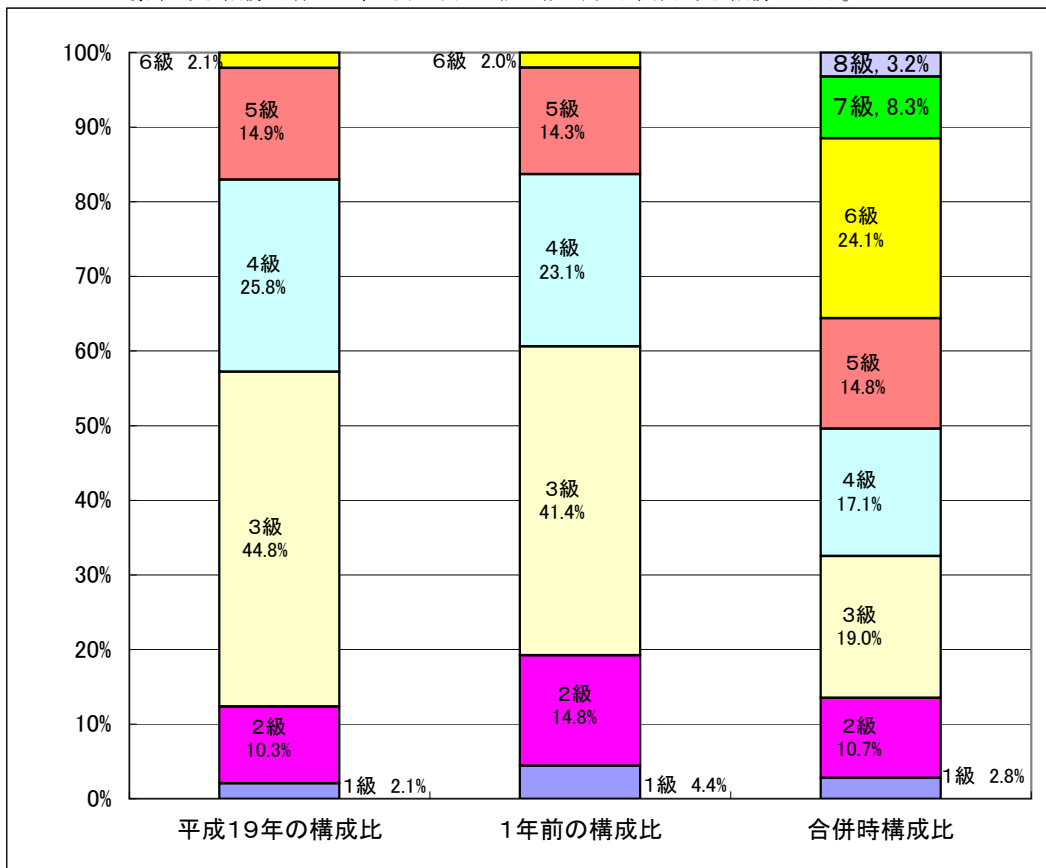
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	262,200 円	303,900 円	358,000 円
	高校卒	229,700 円	284,500 円	326,200 円
技能労務職	高校卒	—	253,100 円	278,300 円
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師の職務	4 人	2.1 %
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	20 人	10.3 %
3 級	参事の職務	87 人	44.8 %
4 級	課長、室長、局長、審議員、支所長及び課長補佐の職務(5級及び6級に掲げる職務を除く。)並びに主幹の職務	50 人	23.1 %
5 級	相当の経験を有する課長、室長、局長、審議員、支所長の職務及び課長補佐の職務(6級に掲げる職務を除く。)	29 人	14.9 %
6 級	総務課長の職務及びその職務内容等がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職務	4 人	2.1 %

- (注) 1 あさぎり町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月1日の給与構造改革により旧制度の1級と2級、旧制度の4級と5級が統合されたことにより、最上位の級は6級となっている。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映なし

昇給への勤務成績の反映なし

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

あさぎり町	熊本県	国
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,495 千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,819 千円	—
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (-)月分 (-)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75) 月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

勤勉手当への勤務実績の反映なし

勤勉手当への勤務実績の反映なし

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

あさぎり町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 2%～20%加算 (退職時特別昇給) なし 1人当たり平均支給額 — 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 2%～20%加算 (退職時特別昇給) なし 1人当たり平均支給額 — 千円
勤続20年 30.55 月分	勤続20年 30.55 月分
勤続25年 41.34 月分	勤続25年 41.34 月分
勤続35年 59.28 月分	勤続35年 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置	その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置
2%～20%加算	2%～20%加算
(退職時特別昇給) なし	(退職時特別昇給) なし
1人当たり平均支給額 — 千円	1人当たり平均支給額 — 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)		222 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		221,634 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
福岡市	8 %	1 人	8 %

(注) 支給率は、経過措置による支給率のため、平成18年度においては、支給率7%である。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
福岡市	10 %	10 %

(注) 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとして

(4) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)		780 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		60 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)		5.2 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	平成18年度支給実績なし	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	日額500円
救護施設しらがね寮勤務手当	13 人	救護施設における介護業務に従事する職員	月額5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	11,606 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	53 千円
支給実績(平成17年度決算)	17,635 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	77 千円

(6) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 配偶者 13,000円 その他 5,000円～6,000円	同		32,278 千円	219,578 円
住居手当	・居住するために借り受けている職員に対し支給 ・職員が所有する新築又は購入から5年を経過しない住宅に居住している職員に支給	同		8,567 千円	244,771 円
通勤手当	・交通用具を利用している職員に対して、距離に応じ2,000円から24,500円を支給 ・交通機関を利用する職員に対し、55,000円を限度として支給	同		6,448 千円	35,822 円
管理職手当	管理職の職にある職員に対し定額を支給。総務課長41,000円、課長・局長34,000円、審議員25,000円、課長補佐21,000円	同		10,634 千円	322,242 円
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ず同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対し23,000円を基本額とし距離に応じ6,000円から45,000円を加算して支給	同		0 千円	— 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対し、4,200円を支給。ただし、救護施設における宿日直勤務については、6,300円を支給	一部異なる	救護施設における支給額	4,757 千円	18,087 円

(注) 平成18年度の管理職手当については、定率制として給料の10%以内を職に応じた支給している。

5 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給料	市区町村長	791,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
		(633,000	円)	847,000	円 /	639,000	円
	助役	608,000	円				
		(547,000	円)	679,000	円 /	550,000	円
収入役	578,000	円					
(—	円)	611,000	円 /	539,000	円		
報酬	議長	316,000	円				
	(316,000	円)	369,000	円 /	256,000	円	
	副議長	261,000	円				
(261,000	円)	287,000	円 /	210,000	円		
議員	237,000	円					
(237,000	円)	266,000	円 /	180,000	円		
期末手当	市区町村長	(平成18年度支給割合)					
	助 役	3.0	月分				
収入役	議 長	(平成18年度支給割合)					
	副 議 長	3.0	月分				
退職手当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
		500/100	円			任期毎	
	助 役	290/100	円			任期毎	
	収入役	270/100	円			任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、7月1日改正施行分である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

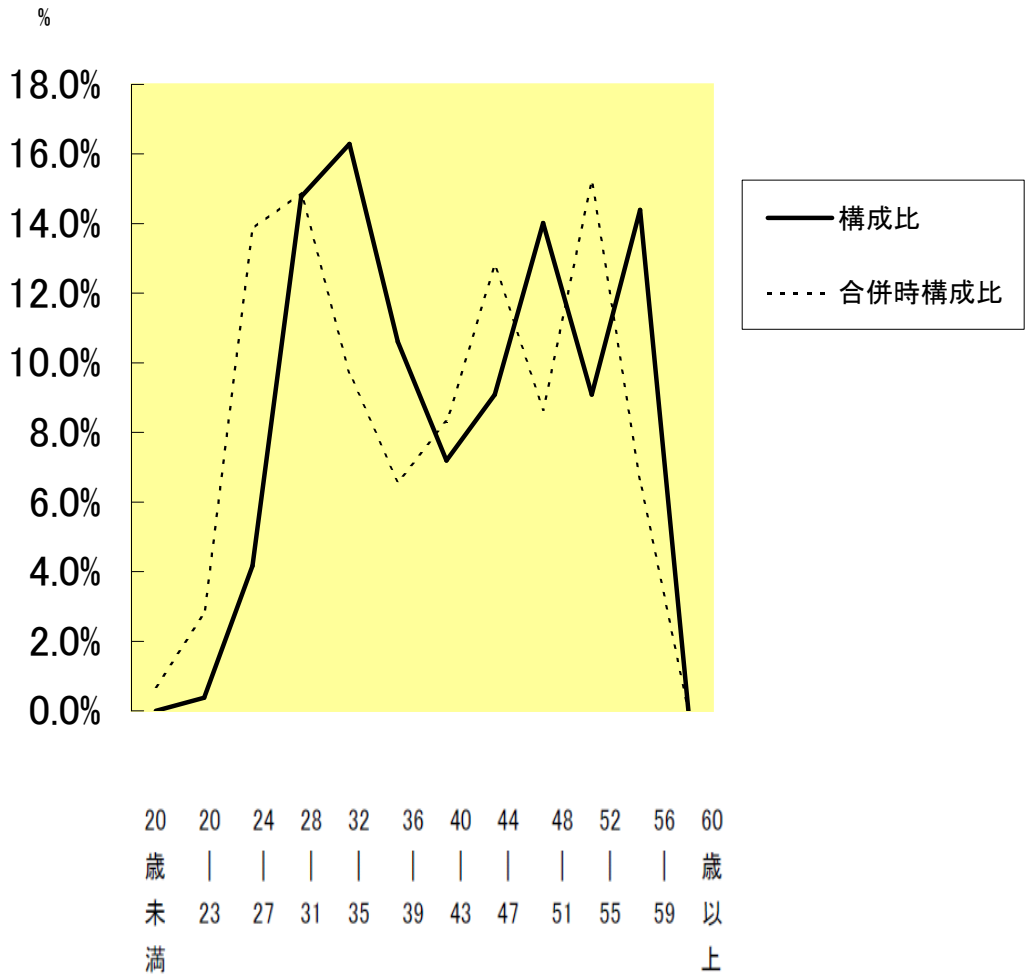
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成18年		
一 般 行 政 部 門	議会	4	4		
	総務	50	53	▲ 3	業務分担の見直しによる職員減
	税務	15	15		
	労働	1	1		
	農林水産	25	29	▲ 4	業務分担の見直しによる職員減
	商工	9	8	1	業務分担の見直しによる職員増
	土木	14	15	▲ 1	業務分担の見直しによる職員減
	民生 衛生	71 19	72 19	▲ 1	救護施設へ一般職の職員を配置、障害認定審査会の設置
小 計	208	216	▲ 8	[参考] 人口1,000人当たり職員数 11.6人 類似団体の1,000人当たり職員数 8.3人	
特 別 行 政 部 門	教育	29	30	▲ 1	退職不補充
	小 計	29	30	▲ 1	[参考] 人口1,000人当たり職員数 1.6人 類似団体の1,000人当たり職員数 1.8人
公 営 企 業 計 画 部 門	水道	10	12	▲ 2	水道維持管理職員の減
	下水道	7	5	2	下水道維持管理職員の増
	その他	11	11		
	小 計	28	28		
合 計		265	274	▲ 9	[参考] 人口1,000人当たり職員数 14.8人
		[289]	[289]	[]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 職員数の合計欄の数値には、教育長1人を含んでいる。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	11人	39人	43人	28人	19人	24人	37人	24人	38人	0人	264人

※ 職員数は、一般行政職及び技能労務職の合計職員数である。

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
284人	238人	46人	16.2%

(参考) 集中改革プランにおける定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	計画年度中46人削減(削減率16%)

② 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

分 部 門	区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	17年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	284	273	264				—	238
	増減		▲11	▲9				(43.5 %)	▲46
教 育	職員数							—	
	増減							(%)	
公営企業 等会計	職員数							—	
	増減							(%)	
計	職員数	284	273	264				—	238
	増減		▲11	▲9				(43.5 %)	▲46

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

※ 定員適正化計画は、全職員(全部門)を対象に策定しているため、一般行政部門は、全職員として計上している。

7 公営企業職員(水道事業)の状況

(1) 職員給与費の状況

① 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成	千円	千円	千円	%	%
17年度	72,617	1,666	22,168	30.5	33.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成	人	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	3	13,217	627	5,363	19,207	6,402

(参考)あさぎり町平均 一人当たり給与費 千円	5,749
-------------------------------	-------

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

② 特記事項

平成15年4月1日付け廃置分合(合併)

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

区分	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)
あさぎり町	49.0 歳	3 人	366,500 円	379,036 円
団体平均	42.0 歳	242 人	314,400 円	337,787 円
事業者	歳			円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含む。

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
あさぎり町	4,548,432 円	円	

(注) 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

あさぎり町(水道事業)	あさぎり町(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,778 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,534 千円
(平成18年度支給割合) 期末手当 3 月分 勤勉手当 1.45 月分 (-) 月分 (-) 月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3 月分 勤勉手当 1.45 月分 (-) 月分 (-) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~10%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当(平成19年4月1日現在)

あさぎり町(水道事業)			あさぎり町(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置 2%~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置 2%~20%加算	
(退職時特別昇給)	なし		(退職時特別昇給)	なし	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	- 千円	24,418 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)		- 千円
		- 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
福岡市	8 %	- 人
		一般行政職の制度(支給率)
		8 %

(注) 平成18年度においては、支給実績なし。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
福岡市	10 %	10 %

(注) 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとして

④ 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	- 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	- 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	- %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	支給実績なし	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	日額500円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	226 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	113 千円
支給実績(平成17年度決算)	314 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	104 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

⑥ その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 配偶者 13,000円 その他 5,000円～6,000円	同		168 千円	168,000 円
住居手当	・居住するために借り受けている職員に対し支給 ・職員が所有する新築又は購入から5年を経過しない住宅に居住している職員に支給	同		— 千円	— 円
通勤手当	・交通用具を利用している職員に対して、距離に応じ2,000円から24,500円を支給 ・交通機関を利用する職員に対し、55,000円を限度として支給	同		48 千円	48,000 円
管理職手当	管理職の職にある職員に対し定額を支給。総務課長41,000円、課長・局長34,000円、審議員25,000円、課長補佐21,000円	同		232 千円	232,000 円

(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

※ 定員適正化計画は、全職員(全部門)を対象に策定しているため、一般行政部門に含め、全職員として計上している。

→6(3)①を参照

(参考)水道事業における定員管理の数値目標(数・率)

※ 定員適正化計画は、全職員(全部門)を対象に策定しているため、一般行政部門に含め、全職員として計上している。

→6(3)①を参照

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

※ 定員適正化計画は、全職員(全部門)を対象に策定しているため、一般行政部門に含め、全職員として計上している。

→6(3)②を参照